



市税などの滞納整理強化期間中です

収納管理課 ☎048(456)5369

埼玉県と県内全市町村では、税負担の公平性と税収入を確保するため、10月から12月を「滞納整理強化期間」として、「ストップ！滞納」を合言葉に、滞納の解消に向けた取り組みを行っています。

市税などの滞納状況

市に納められている税金には、市税（市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）と国民健康保険税があります。令和5年度までの市税と国民健康保険税を合わせた滞納者数は累計1,513人で、滞納額の合計は約1億5,300万円です（令和6年8月2日現在、延滞金を除く）。

このうち100万円以上の高額滞納者は14人で、滞納額の合計は約2,300万円にのびります（延滞金を除く）。

財産調査、滞納処分

督促状を送付してもなお10日以内に納付がない場合は、法の規定により財産調査を実施し、財産を差し押さえしなければなりません。差し押さえた財産は完納するまでの担保とするほか、換価して滞納税に充てることとなります。

分割して税金を納付している場合でも、滞納がある以上は財産を調査し、発見した場合には財産を差し押さえます。差し押さえた財産は、完納になるまで差押えの解除はしません。

財産区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不動産	4件	6件	20件
預貯金	1,055件	1,003件	828件
給与	195件	207件	140件
生命保険	59件	28件	35件
その他	27件	61件	49件
合計	1,340件	1,305件	1,072件

▲差押えの執行状況

令和5年度は、1,072件の差押えの執行により、約7,300万円の滞納額を徴収しました。

滞納は放置せず、必ず相談をしましょう

休日納税相談 ※今月号28ページをご覧ください。 **生活改善型納税相談(ファイナンシャルプランナーによる相談会)**

とき 第4日曜日 9時～17時

ところ 収納管理課

とき 令和7年1月29日(水) 9時～12時、13時～17時

ところ 収納管理課

▼予約制で1人1時間、7人まで(先着順)

定額減税補足給付金・低所得者支援給付金の申請はお済みですか？

低所得者支援給付金については、令和5年度非課税世帯への7万円、均等割のみ課税世帯への10万円を受け取られた人は対象外となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期限 10月31日(木)まで(当日消印有効)

対象 ①令和6年1月1日時点で志木市に住民登録がある定額減税対象者のうち、定額減税しきれない金額がある人
②令和6年6月3日時点で志木市に住民登録があり、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯または均等割のみ課税世帯
③②に該当し、同世帯内で扶養されている18歳以下の児童がいる世帯

支給額 ①定額減税しきれない金額(1万円単位で切り上げた額)
②10万円 ③児童1人あたり5万円

申込み 申請期限までに確認書などを返送または確認書に掲載の申込みフォームから申込み

問合せ 10月末まで：臨時特別給付金室 ☎048(260)6282

11月以降：共生社会推進課 ☎048(456)5364



▲市ホームページ